土地改良区の定款変更の認可

(農村整備課) ...

公

告

結核予防法による医療機関の指定..... 結核予防法による指定医療機関の指定の辞退

告

示

目

次

右

右右右右右右

右

同

(整備事務所)

:

 \equiv

県三

民地

局域

:

同

:

三 \equiv

土地改良区の役員の退任

事農上

,林北

水地 所産方

:

껃

出

先 機 関

監

查委員

右 右 建設業者の許可の取消し.

県中

局域

:

より告示する。

同

第二千六百五十六号

平成十八年

金曜日

青森県告示第五百三十三号

四十二号)第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。 指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百 結核予防法 (昭和二十六年法律第九十六号) 第三十六条第四項の規定により、次の

平成十八年七月二十一日

(保健衛生課) ...

同

青森県知事 Ξ 村 申 吾

剤薬局 有限会社八戸保険調 三戸薬局 名 称 八戸市大字田向字間ノ田一五の 三戸郡三戸町大字川守田字沖中一〇の 所 在 地 平 年指 成 月^定 月辞 不 不 ÷ 日退 껃띡 껃띡

青森県告示第五百三十四号

同同同同同

: : :

:

第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したの 結核予防法 (昭和二十六年法律第九十六号) 第三十六条第一項の規定により、 結核予防法施行令 (昭和二十六年政令第百四十二号) 第二条の五第一項の規定に 同法

平成十八年七月二十一日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

"		五所川原市字田町四の五	五所川原	町小山クリニック	田町小山
"	· 一 〇 の 六	三戸町大字川守田字沖中一〇の六	三戸郡三		三戸薬局
平成八十三	<u> </u>	八戸市大字田向字間ノ田一五の一	八戸市大	八戸保険調	剤有 薬限 局 社
指定年月日	地	在	所	称	名

監査結果に対する措置の公表......

示

事 務 局

:

公

土地改良区の定款変更の認可

より公告する。 土地改良区の定款の変更を平成十八年七月十二日認可したので、同条第三項の規定に 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定により、榎林

平成十八年七月二十一日

土地改良区の定款変更の認可

青森県知事 Ξ 村 申

定により公告する。 石川土地改良区の定款の変更を平成十八年七月十二日認可したので、同条第三項の規 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 浅瀬

平成十八年七月二十一日

森

青

県

青森県知事 \equiv

村 申

吾

土地改良区の定款変更の認可

より公告する。 土地改良区の定款の変更を平成十八年七月十二日認可したので、同条第三項の規定に 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定により、 倉石

平成十八年七月二十一日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

土地改良区の定款変更の認可

大溜池土地改良区の定款の変更を平成十八年七月十二日認可したので、同条第三項の 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定により、 廻堰

規定により公告する。

平成十八年七月二十一日

土地改良区の定款変更の認可

軽土地改良区の定款の変更を平成十八年七月十二日認可したので、同条第三項の規定 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定により、 西津

平成十八年七月二十一日

により公告する。

吾

青森県知事

Ξ

村

申

吾

土地改良区の定款変更の認可

により公告する。 湖土地改良区の定款の変更を平成十八年七月十二日認可したので、同条第三項の規定 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定により、十三

平成十八年七月二十一日

土地改良区の定款変更の認可

申

吾

青森県知事 Ξ 村

により公告する。 川土地改良区の定款の変更を平成十八年七月十二日認可したので、同条第三項の規定 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定により、

平成十八年七月二十一日

青森県知事 Ξ 村

申

吾

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 広田

青森県知事 Ξ 村 申

吾

堰土地改良区の定款の変更を平成十八年七月十二日認可したので、同条第三項の規定 により公告する 平成十八年七月二十一日 建設業者の許可の取消し 青森県知事 Ξ

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成十八年七月二十一日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

代表者の氏名 商号又は名称 下山 有限会社山正建設 正仁

主たる営業所の所在地 南津軽郡大鰐町大字宿川原字山下一四八

五 取消年月日 平成十八年六月三十日

七

六

取消しに係る建設業の許可

兀

許可番号

青森県知事許可

般

_ 四

第一一七九九号

木、とび・土工、ほ装工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

平成十八年五月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年七月二十一日

商号又は名称

有限会社山正建設

青森県知事

Ξ 村 申 吾

> = 代表者の氏名 下山

主たる営業所の所在地 南津軽郡大鰐町大字宿川原字山下一四八

許可番号 青森県知事許可 般 四 第一一七九九号

兀 Ξ

五 取消年月日 平成十八年六月三十日

取消しに係る建設業の許可

村

申

吾

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成十八年五月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成十八年七月二十一日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

商号又は名称 株式会社甲文

_ 代表者の氏名 山田 文昭

Ξ 主たる営業所の所在地 八戸市城下三丁目一〇の九

許可番号 青森県知事許可 (般 __ 四 第一四八一九号

兀

五 取消年月日 平成十八年七月七日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

1) 確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成十八年六月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり 平成十八年七月二十一日 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

申 吾 監

査

青森県知事

Ξ

村

商号又は名称 成和産業株式会社

- 代表者の氏名 中 村
- Ξ 主たる営業所の所在地 青森市大字諏訪沢字桜川 | 二の一 |
- 六 五 四 取消年月日 許可番号 青森県知事許可 (特 一五) 第九九九五号 平成十八年六月二十日

取消しに係る建設業の許可

建築、鋼構造物、内装仕上工事業に係る特定建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成十八年五月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

定により公告する。 間林土地改良区から、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、天 次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規

平成十八年七月二十一日

上北地方農林水産事務所長

;	
i	
Ē	上北地方農林水産事務所長
!	小山田
! : : : :	 久

理	区役 員 別の
事	別の
天間	氏
六朗	名
上北郡七戸町字舟場向川久保三三五	住
平成一个	退任の年月日

委

監査結果に対する措置の公表

り公表する。 委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとお (昭和22年法律第67号) 平成18年5月16日付け青監査第15号で報告した監査の結果について、地方自治法 第199条第12項の規定に基づき、青森県知事及び青森県教育

平成18年7月21日

	東地方健康福祉こどもセンター	青森県自治研修所	監査箇所名				
予定価格が10万円を超える物品の修繕について、見 る物品の修繕について、見 積書を徴しないで執行して いるものがある。	収入未済の解消に努めること。	歳入科目が誤っているも のがある。	監 査 結 果		回	回	青森県監査委
会計職員の研修会に積極的に参加するとともに、極的に参加するとともに、職員に対して財務会計の研修を行うこととした。また、チェック体制についても機能を高めていくこととした。	未納者に対して、手紙により納入を促したほか、電話や訪問により直接本人に納入を促した。大に納入を促した。また、「歳入関係事務運営要綱」及び「滞納対策会議設置要領」に基づき、さらなる効果的な債権確保の方策を検討し、より一層の収入未済の解消に努めることとした。	正しい歳入科目へ更正 した。	措置の内容	阿部広党	小比類巻 雅明	1	直委員 林 忠男
				CLIX	ш	14	ЦЩ

	_		
	tc.		
青森県立青学校	定期的に事業担当課及び経理担当課が双方で支い経理担当課が双方で支出負担行為一覧表等から出負担行為一覧表等から支出未済状況を確認し合すい、支払運延が発生しない、大払運延が発生しないように努めることとし	報償費、使用料及び貸借料並びに委託料において、 支払手続が遅延しているものがある。	青森県立保健大学
茶	事業実施課及び審査担 当課におけるチェック体 制を強化し、適正な事務 処理に努めることとした。	扶助費において、概算払 の精算手続が遅延している ものがある。	
青森県立青	また、現年度分未納の発生を防ぐため、市町村の協力も得つつ、的確かつ適正な実態把握と迅速な事務処理に努めることとした。		
曹 然 记 诺 管	米納者に対しては、催生書による権告のほか、電話や訪問等により納入 電話や訪問等により納入 結準を行うとともに、総 然介画室と各部間の連携 を図り、より一層収入未 がの解消に努めることと	収入未済の解消に努めること。	三八地域県民局地域健康福祉部(三戸地方健康福祉ごどもセンター)
青森県立あ	な実態光涯の徹底と迅速な事務処理に努めることとした。		
	した。 また、債権発生の未然 防止のため的確かつ適正 たみ終されるの発売していま		
	文書、電話、家庭訪問等 による納入指導を充実す るなどしてより一層粘り 強く対応していくことと		
	でもに、誘拐正回主人の名総室並びに各市町村、 賃適協力員等の関係機関 たの連携を図りながら、		
	ケースについては、収納対策会議を開催し、収納対策会議を開催し、収納指導方針等を検討するとにす。%%%~言でなど		
	当部が定めた「滞納金 処理要綱」に基づき、大 口未納者や納入指導困難	収入未済の解消に努める こと。	中南地域県民局地域健 康福祉部 (中南地方健 康福祉こどもセンター)

青森県立弘前実業高等	青森県立青森商業高等 学校	青森県立青森南高等学 校	青森空港管理事務所	青森県立あすなろ学園		
一括して工事請負費で執	有料道路回数券の使用状況が出納簿に適切に記入されていない。	旅費において、支給金額が誤っているものがある。	需用費において、特定調達契約に必要な事務手続を行っていないもの、かつ契約方法が適切でないものがある。	総括前渡資金取扱者口座 に現金が滞留しているもの がある。	現金の取扱いが適正でないものがある。	備品購入費において、高い見積金額を提示した者とり見積金額を提示した者と契約しているもの及び一括して入札を行い契約すべきところ分割して見積合わせを行っているものがある。
改修工事の執行に当たっ	複数職員による確認等 チェック機能を強化し、 事務処理に遺漏のないよ う万全を期することとした。	支給金額の誤りについて、返納を行い、今後はて、返納を行い、今後はで、返納を行い、今後はで複数職員による確認等チェック機能を強化し、事務処理に遺漏のないよう万全を期することとした。	今後、特定調達契約に該当する場合は、政令等該当する場合は、政令等に基づく適正な事務手続を執るよう改める。 なお、平成17年度における需用費についても、前年度同様その予定価格が特定調達契約に該当するものがあったため、政令等に基づき一般競争入れによる契約を執行したところである。	今後は支払日に十分注 意し適正に執行すること とした。	為替等の金庫保管については、出納員が確実にチェックすることとし、チェックすることとし、担当者の失念による金庫への長期保管が発生しないよう万全を期することとした。	高い見積金額を提示した者と契約することが二度とないよう、厳圧な管度とないよう、厳圧な管理監督に努めることとした。 すた、教員に係る物品購入計画の把握を確実に行い、効率的な予算執行に努めることとした。

学校

行すべき建物の改修について、分割して需用費で執行 しているものがある。

ては、十分内容を精査し、 適正な財務事務による執 行を期することとした。

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)